

建設省土木研究所 正会員 ○ 木沢 忠司

〃 〃 山本 晃一

〃 〃 桐生 祝男

1. はじめに

総合的な治水対策を推進していくには、河川改修は勿論のこと、ソフトな対策を含めた流域治水機能を保持していかなければならない。治水防衛の行動主体で言えば、国・都道府県レベル以外に、流域の市町村・地域団体・住民レベルによる相互協力がある始めて水害防除の契機性があるわけである。そうした意味からも、市町村等における水防の状況は、そのまま流域治水の契機性を表わすものであると言えよう。本研究は、全国の水防管理団体の概要調査を通じて、近年の水防状況を概観、その問題点を把握・分析したものである。

2. 治水における水防の位置付け(図1)

- ・古来、大規模な治水施設がなかった時代において、水防とは洪水被害を防止する唯一の手段であった。
- ・現在、水防は治水施設で洪水被害を回避できない超過洪水に対処する応急的な措置である。
- ・ところで、水防に関する第一義的な責任は水防管理団体にある。

しかしながら

- ・治水と水防は、洪水防衛における車の両輪であり、水防の重要性は治水に劣るものではない。

3. 近年の水防状況

1) 水防体制の推移(図2, 3)

水防体制の推移に関して特徴的な事は

C. 水害予防組合の減少

水防事務組合への移行・組合の廃止による。

E. 若手の水防団員の減少

後継者の不足・団員の高齢化による。

F. 専任水防団員の減少

消防団員との兼務化(兼務率: 約98%)

その他、水防事務が地方公共団体へ委任されたことにより、事務局員に水防の知識・経験が蓄積されなくなっている。こうした状況の変化には、流域住民の持つ水防意識の低下が少なからず影響を及ぼしている。

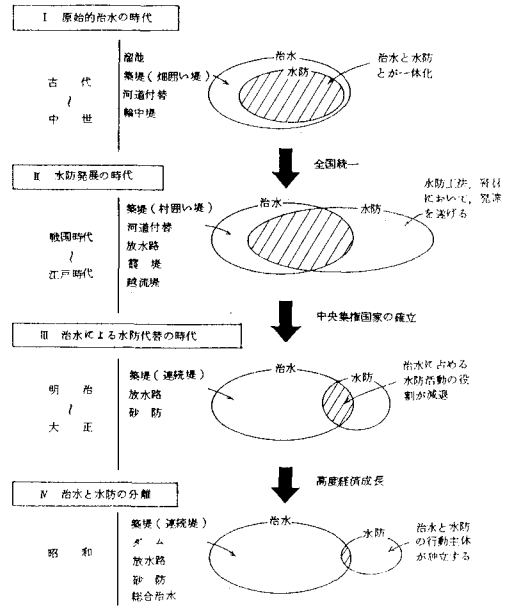


図1. 治水と水防の役割

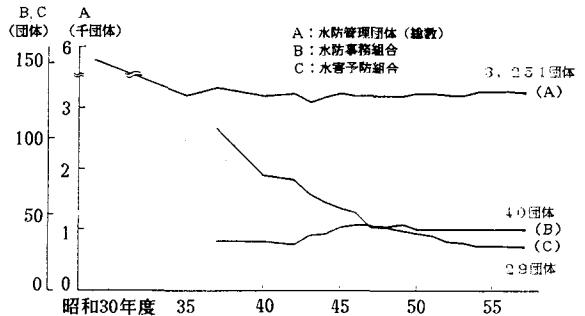


図2. 水防管理団体数の動向

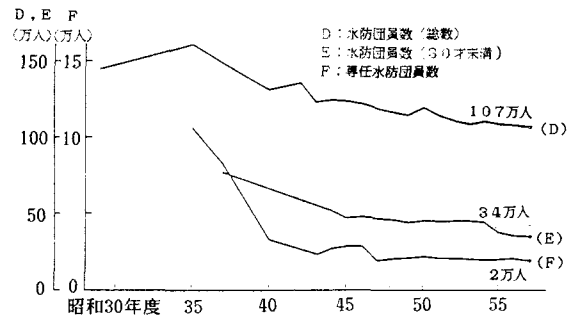


図3. 水防団員数の動向

